

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市西京区大枝沓掛町 地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	京都市西部圧縮梱包施設 進入道路橋(戻り大橋)補修設計業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課(所)名	施設管理課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 環境政策局

チェック欄	

委 託 概 要

設計延長				m	60
橋梁補修設計	式	1	調査・試験費	式	1

委 託 理 由

本業務は、京都市西部圧縮梱包施設の進入道路橋(戻り大橋)の橋梁補修設計を実施するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年5月
歩掛適用年月	2025年5月
基準適用年月	2025年5月
単価地区	2601: I 地区

業務委託料内訳書

業務名	京都市西部圧縮梱包施設 進入道路橋(戻り大橋)補修設計業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 橋梁設計	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
橋梁設計		式	1					
橋梁設計		式	1					
橋梁補修設計		式	1					
調査・設計計画		業務	1				内 1号	
既存資料の収集・整理		業務	1				内 2号	
橋梁詳細調査		橋	1					
橋梁補修設計		橋	1					
橋梁補強設計(床版)		橋	1					
上部工(床版)撤去設計		橋	1					
照査		業務	1				内 3号	
報告書作成		業務	1				内 4号	
共通		式	1					
共通(設計業務)		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	京都市西部圧縮梱包施設 進入道路橋(戻り大橋)補修設計業務委託				業 項 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打ち合わせ5回	業務	1				内 5号
関係機関打合せ協議	警察・京都国道事務所協議 計3回	式	1				内 6号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)		式	1				
機械経費(橋梁調査)		式	1				
機械経費(橋梁調査)	点検車(BT-200、夜間) 回送・運転手含む	式	1				内 7号
安全費(橋梁調査)		式	1				
交通誘導警備員 (夜間・車線規制)	A	人	1				
交通誘導警備員 (夜間・車線規制)	B	人	2				
仮設費(橋梁調査)		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	京都市西部圧縮梱包施設 進入道路橋(戻り大橋)補修設計業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		数量・金額増減	摘要
仮設費(橋梁調査)	規制設備	式	1					内 8号
調査・試験費		式	1					
舗装はつり	50cm×50cm、復旧含む	箇所	4					
コア採取	床版部、Φ100	箇所	4					
圧縮強度試験		試料	4					
塩化物含有試験	2cm、3スライス	試料	2					
床版劣化調査	探査車(スケルカー)	式	1					内 9号
直接原価(その他原価除く)		式	1					
その他原価		式	1					内 10号
一般管理費等		式	1					内 11号
設計業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
設計業務委託料		式	1					

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	調査・設計計画						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	0.7			
技師(A)			人	1.05			
技師(B)			人	1.05			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	既存資料の収集・整理						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技師(A)		人	1.05			
	技師(B)		人	1.05			
	技師(C)		人	1.05			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	照査						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	1.05			
技師(A)			人	1.05			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	報告書作成						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	0.7			
技師(B)			人	1.05			
技師(C)			人	2.1			
技術員			人	2.1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	打合せ	中間打ち合わせ5回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	関係機関打合せ協議	警察・京都国道事務所協議 計3回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	関係機関打合せ協議		機関・回	3			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	機械経費(橋梁調査)	点検車(BT-200、夜間) 回送・運転手含む					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	点検車 BT-200(夜間)		台日	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	仮設費(橋梁調査)	規制設備					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	規制設備		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	床版劣化調査	探査車(スケルカー)					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
探査車 (スケルカー)			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 10号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費 (設計業務)			式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 11号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

特記仕様書

委託業務名 京都市西部圧縮梱包施設 進入道路橋(戻り大橋)補修設計業務委託

履行場所 京都市西京区大枝杵掛町 地内

履行期間 契約日の翌日から令和8年3月13日まで

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

※ 京都市建設局建設企画部監理検査課のホームページ参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第2条（電子納品）

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕を納品する。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条（前払金） 業務委託契約書について

契約書第40条関係

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第4条（管理技術者）

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、以下の資格を満たすものとする。

- ・技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

第5条（照査技術者）

1 本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

2 照査技術者は、以下の資格を満たすものとする。

- ・技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

第6条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第7条（安全管理）

本業務の実施にあたり、受注者は現地調査員の安全管理はもとより、交通規制を必要とする場合は交通整理員を配置するなど交通状況に即した適切な保安施設を設け、歩行者・一般通行者両に対する安全管理に務めるものとする。

第8条（沿道対応）

業務実施中、道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

第9条（打合せ等）

- 1 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、関係機関打合せ（国道交通省、警察）3回、成果品納入時、の計10回行うものとする。ただし、中間打合せは、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。
- 2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第10条（使用する技術基準等）

本業務で使用する技術基準等については、共通仕様書に定める適用示方書・指針等のほか、次のとおりとする。

示方書・指針・便覧等	発行年月	発刊者
道路橋示方書・同解説	平成29年11月	(社)日本道路協会
道路橋支承便覧	平成30年12月	(社)日本道路協会
道路橋床版防水便覧	平成19年 3月	(社)日本道路協会
防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧	令和 3年 3月	(社)日本道路協会
設計便覧（案）	平成24年 4月	近畿地方整備局
設計要領 第二集 橋梁建設編	平成28年 8月	高速道路株式会社
設計要領 第二集 橋梁保全編	令和 5年10月	高速道路株式会社
土木工事数量算出要領	令和 6年 4月	国土交通省

ただし、本業務においては、示方書及び通達がすべてに優先するものとし、示方書類の改訂、新しい通達などにより内容が変更された場合は内容を最新のものと読み替えること。

第11条 設計内容の照査

照査技術者は「詳細設計照査要領※」に基づき設計業務の基本事項を照査するものとする。同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

※「詳細設計照査要領」は、国土交通省ホームページ内の次のアドレスに掲載されている。

(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/verification/index.html)

第12条 共通仕様書等に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

第1108条（照査技術者及び照査の実施）

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。また、照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2 一般図を基に工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、添架物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。
- 5 本業務における基本事項の照査は、以下に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、共通仕様書第1108条第5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。
 - (1) 業務計画書の作成時
 - (2) 基本条件の決定時
 - (3) 細部条件及び構造項目の決定時
 - (4) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画書の作成時

第1112条（業務計画書）

設計計画及び調査計画において、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第2項に示す事項について業務計画書を作成すること。

第1113条（資料の貸与及び返却）

本業務委託における貸与資料は次表に挙げるものとする。

施設	貸与資料	備考
戻り大橋	定期点検結果	平成31年 定期点検
	橋梁長寿命化修繕計画	令和2年 計画策定
	工事図面	昭和43年、平成2年

第1114条（関係官公庁への手続き等）

- 1 受注者は、現場測量及び現地調査等の実施に先立ち、必要に応じて道路交通法の規定に基づく道路使用許可及び道路法の規定に基づく道路占用許可を得なければならない。
- 2 道路使用許可及び道路占用許可を得た場合は、その写しを速やかに監督員に提出すること。

第1116条（土地への立ち入り等）

- 1 現場測量及び現地調査等を行う際には、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたることとし、土地の所有者や関係人等から請求があった場合は身分証明書を提示するものとする。
- 2 身分証明書は、委託契約に基づく業務を行うものであることを証明するものとし、受注者から身分証明書交付願を提出のうえ、別に定める身分証明書様式により発注者が交付するものとする。
- 3 受注者は、業務完了時及び契約が解除された場合等、身分証明書が不要となった時は遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 4 業務の実施に際して、民有地に立ち入る場合は、当該土地所有者に対し、事前に通知した

うえで作業に着手すること。なお、通知の方法は監督員の指示に従うものとする。

5 物件の破損等

やむを得ず民有地に立ち入る場合でも、作業実施に伴う枝払い等軽微なものであっても、民有地内の財産を無断で処分することはしてはならない。私有物件の破損などを生じた場合、当該所有者への補償及び経費は受注者の負担とする。

6 河川敷地内について

河川敷地内への立入りについては、管理者の許可が必要であるため、許可申請に添付する調査計画書等を作成すること。

管理者) 府河川：京都府各土木事務所

市河川：京都市建設局各土木みどり事務所

第2章 設計業務等一般

第1202条（現地踏査）

設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地測量結果との整合性を確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用通路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

第1206条（設計業務の内容）

1 業務の目的

補修設計を実施するに際し、現橋の損傷劣化の原因や進行状況等を把握し、補修設計に向けて必要な基礎データを収集し、適切な補修設計を実施し、対象橋りょうの健全度を向上させて円滑な道路供用を確保することを目的とする。

その際、適切な補修工法を選定し、効率的・効果的な機能回復あるいは長寿命化に向けた補修設計を行うものである。

2 業務の内容

＜橋梁補修設計＞

(1) 調査・設計計画

関係資料を収集したうえで業務全体の調査・設計を計画し、業務計画書として取りまとめる。また、現地踏査後には詳細調査の順序及び方法・仮設備計画・実施体制・工程・安全管理体制等について計画し、調査実施計画として報告する。

(2) 既存資料の収集・整理

対象橋りょうに関する既往資料（設計図書・竣工図書・点検調査書・補修履歴など）を収集・整理して現状を把握するものとする。また、必要に応じて関係者にヒアリングを実施して検討に際して必要な情報を補完するものとする。

貸与された対象橋りょうに関わる既存資料を基にして、本業務に必要な調査・設計項目を整理する。

(3) 橋梁詳細調査

ア 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現橋や現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、設計書の記載事項を現地にて確認する。また、現地踏査記録表の作成も同時に行う。

なお、本業務の調査数量以外の現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

イ 形状調査・一般図作成

現況形状を図面（橋りょう一般図、構造一般図）に復元し、補修検討および補修設計の基礎資料に供する。既往資料が無い場合は、現況主要寸法を測定する。また、既往資料がある場合でも資料の正確性を確認するため主要（橋長、幅員幅、主構造等）な基本寸法を必ず計測するものとする。

なお、現地状況により橋りょう部材の寸法等を把握できない場合においては、監督員

と協議の上、計測方法等を決定するものとし、設計変更の対象とする。

ウ 変状調査(上部工、下部工)

橋りょう全体に対して目視、クラックスケール等による外観の変状調査を行い、劣化・損傷の位置・規模を調査し、損傷図の作成及びデータを整理する。近接目視を基本とし、ひび割れ(チョーキング)、遊離石灰の析出状況、漏水、錆汁、鋼材状況(概略目視による亀裂の有無、腐食状況)を調査する。また、同時に打設ハンマーによる点検も実施し、コンクリートに浮きが生じていないか確認する。特に、浮き、剥離及びひび割れについては、工事着手の際に、損傷範囲に大きな増減が生じないように十分な調査を行うこととし、落下の危険性があるコンクリートの浮き等については調査時に撤去し、適宜養生する。

なお、コンクリート表面に汚れ、析出物が多く付着している部分は隠れているひび割れ確認のため調査前にこれらを極力除去する。

また、支承については、機能障害が起きていないか十分に確認する。なお、支承周りの堆積土は撤去した上で、確認すること。

損傷評価及び点検調書のとりまとめは、「京都市橋りょう点検マニュアル H28.4」によるものとし、詳細については、監督員から指示を受けるものとする。併せて、変状調査結果に基づき、道路橋定期点検要領(令和6年3月)に示される記録様式を作成すること。

エ 橋座部清掃・土砂撤去

橋座部支承周りの堆積土は撤去した上で、変状調査を行うこと。

オ 補修箇所の抽出

損傷調査及び形状計測に基づき、損傷図を作成する。点検結果より補修が必要となる損傷箇所を抽出し、損傷数量を取りまとめる。損傷数量は損傷図と共に補修設計時の数量計算に利用できるものとする。

カ 調査結果のとりまとめ

変状調査結果、試験結果等の調査結果とりまとめを行う。

キ 原因推定および健全度評価

調査結果をもとに、劣化の原因を推定し、構造物の健全度を評価する。

(4) 橋梁補修設計

ア 補修工法の比較検討

劣化原因、健全度から補修の要否を判定し、対策が必要な場合は適した工法により構造的・施工性・経済性等の比較検討を実施し、最適な対策工法を検討する。

イ 上部工鋼部材補修設計

確認された損傷について、点検、試験結果、補修工法の比較・検討結果に基づき設計計算、設計図作成、数量計算を行う。なお、補修の内容は、塗装塗替え工、当て板補修工、部材取替え工等の鋼部材の全般を基本とする。

ウ 高欄・防護柵取替設計

確認された損傷について、点検、試験結果、補修工法の比較・検討結果に基づき、設計図作成、数量計算を行う。なお、戻り大橋の高欄については1期施工：塗装塗替え工、2期施工：床版取替工事(橋面工含む)、高欄取替及び落下物防止柵設置を想定している。

エ 伸縮装置取替設計

確認された損傷について、点検、試験結果、補修工法の比較・検討結果に基づき、設計図作成、数量計算を行う。

オ 支承補修設計

確認された損傷について、点検、試験結果、補修工法の比較・検討結果に基づき、設計図作成、数量計算を行う。

カ 橋面防水工設計

舗装はつりにより床版上面の状況を確認し、確認された損傷及び劣化について、補修工法の比較・検討結果に基づき、設計図作成、数量計算を行う。

キ 概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。工事費は、工事ステップ（1期施工、2期施工）ごとに算出する。

ク 施工計画

施工方法（足場工含む）、施工順序、施工機械、搬入計画、交通規制及び施工工程表等、工事費積算に当たって必要な計画書を作成する。なお、戻り大橋の補修工事については、1期施工：塗装塗替え工事、2期施工：床版取替工事（橋面工含む）、高欄取替及び落下物防止柵設置を想定している。

(5) 橋梁補強設計（床版）

ア 上部工復元設計

既存資料及び調査結果を用いて、復元設計を行う。

イ 上部工補強設計（計画）

復元設計結果及び調査結果を用いて、取替を含めた床版補強計画を行う。

ウ 上部工補強設計（床版）

床版補強計画内容に基づき、設計計算（既設桁応力照査、床版コンクリート打設検討、下部工の照査含む）を行う。

エ 上部工補強設計（設計図）

床版補強設計結果に基づき、設計図面（既設桁補強含む）を作成する。

オ 上部工補強設計（数量計算）

工事発注・積算に必要な数量計算を行う。

カ 照査

設計計算、設計図面、数量計算等の照査を行う。

キ 報告書

上部工補強設計（床版）の内容について報告書にとりまとめる。

(6) 上部工（床版）撤去設計

ア 設計計画

上部工（床版）撤去設計の基本フロー、現地周辺状況、撤去基本方針についてとりまとめる。

イ 施工計画検討

解体・撤去条件等を整理して、撤去の施工計画（施工ステップ作成、足場計画含む）を検討する。

ウ 撤去工法比較

撤去工法で複数の工法比較が必要な場合は比較検討を行う。

エ 設計計算

床版撤去に必要な設計計算（既設桁応力照査、下部工照査含む）を行う。

オ 数量計算

工事発注・積算に必要な数量計算を行う。また、既設桁補強等が必要な場合、補強図面を作成する。

カ 照査

設計計算、施工の安全性確認等の照査を行う。なお、施工時において、安全性に関する「留意事項」等があれば図面等に明記する。

キ 報告書作成

上部工（床版）撤去設計の内容について報告書にとりまとめる。

ク 工程計画検討

施工時期の制約条件（河川条件（非出水期）橋下の交通制約条件等）を踏まえて工事の工程計画を検討する。

ケ 概算工事費算出

撤去数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

(7) 照査

ア 照査技術者は、共通仕様書第1108条及び本特記仕様書0（照査技術者）に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

(ア) 現地の状況の他、基礎情報を収集、把握し、その内容が適切に設計に反映されて

いるかの確認について照査を行う。特に、現地周辺環境（地形、地質条件、交通状況、交差物）については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- (イ) 補修図を基に調査結果を踏まえた適切な工法であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接、交通状況、交差条件等の施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- (ウ) 設計目的に合致した設計方針及び調査、設計手法が適切であるかの照査を行う。
- (エ) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (オ) 補修・補強構造細目についても照査を行い、設計計算書および基準との整合を図る。

イ 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、成果物の赤黄チェックの資料を提示するとともに、チェックの方法及び結果について報告しなければならない。

また、チェック結果について記録を行い、照査報告書に含めること。

(8) 報告書作成

共通仕様書第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を別に作成するものとする。設計概要書は目的・結果等の要点のみの整理に留める。

ア 設計方針、設計条件及び基準、全体・構造一般図（補修箇所明示）

イ 調査報告書（現地調査、調査変状図、補修箇所抽出の根拠写真等の整理）

原因推定及び健全度評価（部位別に健全度及び劣化原因、因果関係を整理）

ウ 工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境影響等）

（部位別に劣化原因に基づき、補修（新技術・新工法含む）対策の抽出、比較検討）

エ 補修設計（構造各部における損傷原因別の補修図）

オ 主要材料、工事数量の総括（工事発注用の積算体系に基づく数量計算とりまとめ）

カ 施工段階での障害物・埋設物を含めた注意事項・確認事項等の申し送り整理

キ 概算工事費（補修・補強数量による概算工事費の算出）

<調査・試験>

損傷箇所の確認調査の際に補修設計上必要となる試験を併せて実施する。

(1) 舗装はつり

戻り大橋において、4箇所（1箇所あたり 50cm×50cm）の舗装をはつり、舗装厚、橋面防水の有無、床版上面の劣化状況を確認する。確認後は舗装で復旧する。復旧に際しては仕様、施工方法等、監督職員と協議のうえ実施すること。

(2) コア採取・復旧

コア採取は鉄筋探査を実施し、その結果をもとに各種試験の供試体として所定量のコアを4箇所採取する。コア採取は、コアボーリングマシンによるものとし、採取後は、ポリマーセメントモルタル等を用いて復旧を行う。コアの基本寸法は、圧縮試験強度用：φ100×L200を想定しているが、配筋状態等により採取が困難と思われる場合は監督員と協議の上、適宜変更する。なお、コンクリート強度試験コア供試体の高さ直径の比は、1.90～2.10を原則とする。

(3) 圧縮強度試験

採取したコアを成形し、圧縮試験機にかけ載荷する。最大荷重を供試体の断面積で除して、圧縮強度を求める。

(4) 塩化物含有試験

採取したコア供試体を用いて、2cm毎にスライスした試料について塩化物イオン量を測定する。3スライス、2箇所とする。

(5) 床版劣化調査

探査車（スケルカー）を用いて床版の劣化状況を確認する。

第1207条（調査業務の条件）

- 1 調査時間帯について、当該橋梁上は平日午前中とし、国道9号上は京都国道事務所と協議の上、時間帯を設定すること。なお、橋梁点検車による調査（交通誘導警備員を含む）は夜間を想定している。
- 2 事前に交通規制を含めた計画書を提出すること。
- 3 調査開始前には京都市西部圧縮梱包施設を使用している業者に連絡をすること。

第1209条（設計業務の条件）

- 1 設計対象橋梁の既知条件は次表のとおりとする。

橋名	橋長	橋幅	橋梁形式	橋台形式
戻り大橋	L=46.6m	W=4.7m	鋼連続非合成桁橋	重力式橋台（2基） 橋脚（1基）

- 2 過年度に実施した橋梁定期点検結果及び本業務における調査結果に基づき、現橋の耐力照査を行ったのち補強も含めた橋梁の補修方法を立案し、各工種比較検討により採用案を選定する。また、採用案について、施工の計画立案に必要となる一般図等の設計図面及び数量計算書を作成し、概算工事費の算出を行う。
- 3 工程計画、施工計画、仮設構造物計画、交通規制計画等を行い、資料を作成する。
- 4 本業務履行期間内で、関係機関（道路管理者（京都国道事務所）及び警察）との協議を予定しているため、必要な資料を作成するものとする。

京都市西部圧縮梱包施設 進入道路(戻り大橋)橋補修設計業務委託 箇所図

